

情 個 審 答 申 第 2 号
令和3年（2021年）10月1日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第7条第2項第7号の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）7月29日付け市街発第147号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

花畑広場への防犯カメラの設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集について

2 結論

本件諮問に係る個人情報の本人以外からの収集については、適当なものであることを認める。

なお、当該個人情報の収集に当たっては、次に掲げる措置をとること。

- (1) 花畑広場の管理を指定管理者に行わせる際の防犯カメラの管理運用責任者については、指定管理者となる企業等の実態に応じて、その企業等の代表者のみに限らず、当該代表者の命を受けた者など適切な管理運用ができる者を充てることを検討すること。
- (2) 指定管理者が画像を所掌事務の目的の範囲を超えて外部提供する際は、事前に熊本市と協議すること。
- (3) 防犯カメラの増設又は撮影範囲の変更をする場合は、あらかじめ熊本市情報公開・個人情報保護審議会に設置状況等を報告すること。